

議案第192号

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する
条例の制定について

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例
を次のように定める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46第5項の規定に基づき、さいたま市地域包括支援センター（以下
「センター」という。）の職員に係る基準及び当該職員の員数等を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 センターは、次条第1項各号に掲げる職員その他の職員が協働して包括的支援事業その他介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64に規定する事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 センターは、各被保険者を介護する者に対しての支援等を実施することにより、当該介護する者の心身の状況の改善に努めなければならない。

(人員に関する基準)

第3条 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準じる者 1人

- (2) 社会福祉士その他これに準じる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準じる者 1人
- 2 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合には、センターの人員配置基準は、おおむね2,000人まで増加するごとに、原則として、前項に定める職員に同項各号に掲げる者のうちいずれか1人を加えるものとする。この場合において、センターは、同項各号に掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると、市が設置する介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会（次条において「地域包括支援センター運営協議会」という。）において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（地域包括支援センター運営協議会）

第4条 センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。